©ドリームサポート社会保険労務士法人

令和8年4月以降施行される主な法改正等（予定を含む）

	施行月	項目	概要	根拠法・関連法
1	R8.4	子ども・子育て支援金徴収開始	・健康保険料と合わせた形で子ども・子育て支援金の徴収の開始	健康保険法
2	R8.4	健康保険の被扶養者 認定基準見直し	・健康保険の被扶養者認定における年収の考え方が、労働契約で定められた賃金から見込まれる年間収入により判定（給与収入のみの場合）	–
3	R8.4	男女間賃金差異・ 女性管理職比率の情報公表	・従業員数101人以上300人以下の企業に対し、男女間賃金差異と女性管理職比率の情報公表義務化 ・従業員数301人以上の企業は、女性管理職比率を情報公表項目に追加	女性活躍推進法
4	R8.4	企業型DCのマッチング拠出額の 上限額廃止	・企業型DCにおける加入者掛金（マッチング拠出）について事業主掛金を超えて拠出できるように上限廃止	確定拠出年金法
5	R8.4	在職老齢年金制度の見直し	・在職老齢年金制度の支給停止となる収入基準額を51万円から65万円に引上げ	厚生年金保険法
6	R8.7	障害者法定雇用率の見直し	・障害者法定雇用率を2.7%に引上げ	障害者雇用促進法
7	R8.10	社会保険料の負担割合変更による 被保険者の負担軽減	・社会保険の適用拡大に伴い加入する一定の短時間労働者に対し社会保険料の負担を軽減できる措置の創設 ・事業主が一旦負担した社会保険料相当額に対し支援 ※最大3年間	健康保険法 厚生年金保険法
8	R8.10	カスハラ対策義務化	・カスタマーハラスメント対策の義務化	労働施策総合推進法
9	R8.10	就活セクハラ対策義務化	・求職者等に対するセクシュアルハラスメント対策の義務化	男女雇用機会均等法
10	R8.12	企業型確定拠出年金の 拠出限度額引上げ	・企業型確定拠出年金の拠出限度額を1ヶ月あたり5.5万円から6.2万円に引上げ	確定拠出年金法施行令
11	R8.12	公益通報者の保護強化 ［労働者301人以上］	・通報を理由とした解雇・懲戒処分の決定に関与した関係者への罰則創設 ・通報を理由として解雇等を行った法人に、法人重課として罰則創設 ・通報者を特定しようとする行為の禁止（正当な理由がある場合を除く）	公益通報者保護法

©ドリームサポート社会保険労務士法人

	施行月	項目	概要	根拠法・関連法
12	R9.9	標準報酬月額上限額引上げ①	・厚生年金保険の標準報酬月額の上限額65万円→68万円に引上げ	厚生年金保険法
13	R9.10	社会保険 適用事業所拡大①	・従業員数36～50人企業規模の事業所の短時間労働者が社会保険に加入	健康保険法 厚生年金保険法
14	～R10.6頃まで	社会保険 賃金要件撤廃	・短時間労働者の社会保険加入基準である月額賃金8.8万円以上を廃止	健康保険法 厚生年金保険法
15	～R10.6頃まで	ストレスチェック企業規模撤廃	・企業規模にかかわらず、ストレスチェックの実施義務	労働安全衛生法
16	R10.9	標準報酬月額上限額引上げ②	・厚生年金保険の標準報酬月額の上限額68万円→71万円に引上げ	厚生年金保険法
17	R10.10	雇用保険の適用拡大	・被保険者の加入要件を週20時間以上から週10時間以上に引下げ	雇用保険法
18	R11.9	標準報酬月額上限額引上げ③	・厚生年金保険の標準報酬月額の上限額71万円→75万円に引上げ	厚生年金保険法
19	R11.10	社会保険 適用事業所拡大②	・従業員数21～35人企業規模の事業所の短時間労働者が社会保険に加入	健康保険法 厚生年金保険法
20	R11.10	社会保険 個人事業所適用拡大	・非適用業種である常時５人以上の者を使用する個人事業所も社会保険の適用事業所に加える	健康保険法 厚生年金保険法
21	R14.10	社会保険 適用事業所拡大③	・従業員数11～20人企業規模の事業所の短時間労働者が社会保険に加入	健康保険法 厚生年金保険法
22	R17.10	社会保険 適用事業所拡大④	・従業員数10人以下の事業所の短時間労働者が社会保険に加入	健康保険法 厚生年金保険法